

**燃料電池トラック早期実装化支援事業
事業者公募要領
(トラック使用者)**

**令和8年7月2日
(令和8年8月6日一部改正)**

**東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課**

目次

1 目的	3
2 本事業の内容	3
(1) 事業の名称	3
(2) 協定期間	3
(3) 事業概要	3
(4) 都が負担する経費	3
(5) 本事業の対象車両	5
(6) 本事業の詳細	5
3 事業の進め方	6
(1) 概要	6
(2) 提案者の要件	7
(3) 質問	7
(4) トラック使用者申込書（様式1）の提出	8
(5) トラック使用者申込書（様式1）の作成	8
(6) トラック使用者申込書（様式1）による審査	8
(7) 改造事業者トラック使用者の選定後から協定締結まで	8
(8) 協定の締結	8
(9) 事業実施者の選定後	8
(10) 報告書の提出	8
(11) 事業費の支払等	9
4 応募方法	9
(1) 提出書類	9
(2) トラック使用者応募申込書（様式1 記載事項）	9
(3) 提出方法	9
(4) 提出先	9
(5) 免責事項、注意事項等	10
(6) その他	10
5 応募に関する審査等	10
(1) 審査方法	10
(2) 採択事業者数	11
(3) 審査結果の通知	11
6 著作権及び提出書類等の取扱い	11
7 その他	11
(1) 応募に係る費用	11
(2) 応募の制限	11
(3) 提出物の取扱い	11
(4) 個人情報の取り扱い	11
8 本公募全般に関する問合せ先	11

1 目的

東京都（以下「都」という。）では、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。なかでも、走行距離が長い商用車両での水素活用は、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大のために非常に重要であり、都は、自動車メーカーや荷主・物流事業者等と連携し、燃料電池（以下「FC」という。）トラックの実装化を促進している。

これらを踏まえ、FCトラックの更なる普及拡大を進めるためには、FCトラックの将来的な車種拡大を促すことが必要である。本要綱は、FCトラックの将来的な車種拡大に向けて、都内事業者の需要が高い車種等をFC車両に改造して導入効果の検証等を行うトラック提供及び使用事業者（以下「トラック使用者」という。）を公募するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業の内容

（1）事業の名称

FCトラック早期実装化支援事業（以下「本事業」という。）とする。

（2）協定期間

協定を締結した日から令和10年3月31日までとする。

（3）事業概要

本事業では、都内事業者の需要が高い車種を対象に、FC車両への改造、走行実証による導入効果の検証等を都と共同で実施するものとし、次の事業スケジュール（予定）とする。

令和8年度	FCトラックへの改造
令和9年度	FCトラックの運用、導入効果の検証

※ FCトラックの運用は、改造が完了次第、令和8年度内に開始することも可能

（4）都が負担する経費

都は、本事業に要する次の①及び②の経費について、費用を負担する。なお、都は、本負担額以外は一切負担しないものとし、負担の方法は③のとおりとする。また、対象となる経費は以下アからウまでのすべての条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

① 令和8年度に行うFCトラックの改造に係る経費

改造事業者又はトラック使用者に対して、1台につき、67,400,000円を上限に負担し、改造事業者1者が2台の改造を行う場合は、その合計額に対して、134,800,000円を上限に負担する。なお、経費には以下のものを含む。

ア 設計・開発費用

イ 車両改造費用（※）

ウ FC等部品費用

エ ラッピング費用

オ 車両輸送費

※ 車両使用者が既存車両の提供を希望しない場合は、車両調達費用を含む

② 令和9年度に行うFCトラックの運用に係る経費

改造事業者又はトラック使用者に対して、1台につき、2,400,000円を上限に負担する。なお、経費には以下のものを含む。

ア 車両登録費

イ FCトラックのメンテナンス・保険料

- ③ 都は、トラック使用者又は改造事業者から提出された報告書を適正と認めた場合に、トラック使用者又は改造事業者からの請求に基づき、①及び②の費用を年度ごとに支払うものとし、対象経費の条件は次のとおりとする。

ア 本事業のために必要な経費であること。

イ 支援対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。

ウ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下、「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	備品は、取得価格が100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	取得価格が100,000円未満の物品に係わる経費。 取得価格が100,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）
	印刷 製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等） 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。

借料及び損料	事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。) リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は、当該事業に直接必要であることを証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・委託費	当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般管理費	事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

(5) 本事業の対象車両

① 次の要件を満たす積載量2トン程度の車両とする。

ア 自賠責保険、自動車保険（任意保険）に加入している車両であること。

イ 緊急事態が生じた場合、改造事業者の営業所等で対応可能な車両であること。

② 架装種類

4(2)に記載のとおり、東京都が事前に公募の上、選定した改造事業者の指定により、架装種類は「平ボデー（荷台に屋根のない架装）」とする。

(6) 本事業の詳細

都は、選定した改造事業者、指定架装種類及び目標仕様を公表し、トラック使用者を別に公募及び選定し、選定した改造事業者とトラック使用者をマッチングさせることで事業を実施する事業者のグループ（以下「事業実施者」という。）を成立させる。事業実施者は、次に掲げる事項を、本事業期間中にそれぞれ実施するものとし、次の役割分担により、相互に協力して事業を実施するものとする。

都	事業実施者	
	改造事業者	トラック使用者
①本事業の運営費の負担 (都負担上限額内に限る)	①燃料電池トラックへの改造	①現場でのオペレーションの統括
②本事業に係る調整	②燃料電池トラックの点検・保守	②燃料電池トラックの運用
③本事業の広報及びPR	③安全管理	③広報及びPRへの協力
	④広報及びPRへの協力	④アンケートの実施・報告書の提出

	⑤報告書の提出	
--	---------	--

※ 車両調達はトラック使用者が希望する場合はトラック使用者の既存車両、希望しない場合は改造事業者が調達するものとする。

ア 改造事業者

(i) 既存トラックの燃料電池トラックへの改造

改造事業者は、既存トラックを燃料電池トラックへ改造を行うものとする。

(ii) 燃料電池トラックの点検・保守

改造事業者は、トラック使用者が燃料電池トラックを円滑に利用できるよう、月次検査、年次検査、部品の追加及び交換その他必要なメンテナンス等により燃料電池トラックの状態を確認し、燃料電池トラックの異常等に対処する事で、燃料電池トラックの円滑な運用維持に努めるものとする。

(iii) 安全管理

改造事業者は、燃料電池トラックの使用方法、禁止事項その他燃料電池トラックを使用するに当たっての遵守事項をトラック使用者に周知徹底するものとする。

(iv) 広報及びPRへの協力

改造事業者は、東京都が実施する本事業の広報及びPRに協力するものとする。

(v) 報告書作成への協力

改造事業者は、トラック使用者が作成するトラック利用報告書の作成に当たって、必要な情報の提供や図面の作成等に協力するものとする。

イ トラック使用者

(i) 現場でのオペレーションの統括

トラック使用者は、現場でFCトラックの利用を円滑に行えるように、都、改造事業者との調整等を自ら進んで統括して実施するものとする。

(ii) 既存トラックの提供

トラック使用者が希望する場合は、改造事業者がFCトラックに改造を行う既存トラックを提供するものとする。

(iii) FCトラックの運用

トラック使用者は、改造事業者よりFCトラックの提供を受け、運用を行うものとする。

(iv) 日常業務でのFCトラック利用・アンケートの実施・報告書の提出

トラック使用者は、FCトラックを日常業務において利用する。また、対象車両を利用した使用者にアンケートを実施し、アンケート結果及び将来的なFCトラックの導入に向けた報告書（以下、「報告書」という。）を都に提出するものとする。

(v) 広報及びPRへの協力

トラック使用者は、東京都が実施する本事業の広報及びPRに協力するものとする。

3 事業の進め方

(1) 概要

次に示すスケジュール（予定）のとおり、トラック使用者の公募を行う。

公募するトラック使用者の事業者数を超過した場合、都は申込みのあった公募資料を基に選定を行うもの

とする。トラック使用者の選定後、同者を改造事業者とマッチングさせ、都と事業実施者が協定を締結の上、事業を実施する。

公募要領等の公表	令和 8 年 7 月 2 日（木曜日）
質問の受付	随時（ただし、公募期間終了 3 営業日前までとする）
質問への回答（予定）	質問受付後 2 営業日後（予定）
応募書類の提出	1 事業者から応募があった日から 1 週間後（初日不算入）の正午まで なお、応募があった日は翌営業日（予定）までに産業労働局ホームページにその旨を掲載する。
審査会（予定）	応募書類の提出期間終了後、速やかに実施
審査結果通知（予定）	審査会終了後、速やかに通知
改造事業者とトラック使用者のマッチング	審査結果通知後に日程調整
協定締結（予定）	改造事業者とトラック使用者のマッチング後速やかに

（2）提案者の要件

本事業に係る公募に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

（3）質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、様式 2「質問票」に必要事項を記載の上、次に示す期間中に、電子メールにより送付することとする。電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。なお、質問への回答は、質問受付後 2 営業日後に、東京都産業労働局のホームページ上に掲載（予定）し、原則として個別回答は実施しない。

ア 質問受付期間

令和 8 年 7 月 2 日（木曜日）から公募期間終了 3 営業日前まで

イ 提出先

(4)トラック使用者申込書（様式1）の提出

本公募に参加を希望する場合は、事業者提案書を提出する前に先行して「トラック使用者申込書（様式1）」を、「8 本公募全般に関する問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※ 電子メールの表題は「FC トラック早期実装化事業 トラック使用者の公募に関するトラック使用者申込書」とすること。

(5)トラック使用者申込書（様式1）の作成

4「応募方法」に記載する内容に基づきトラック使用者申込書（様式1）を作成し、1事業者から応募があった日から1週間後（初日不算入）の正午までに提出すること。なお、応募があった日は翌営業日（予定）までに産業労働局ホームページにその旨を掲載する。

(6)トラック使用者申込書（様式1）による審査

5「審査方法」に記載する内容に基づき審査を実施し、事業実施者を決定する。

(7)トラック使用者の選定後から協定締結まで

都は、この要綱によって公募するトラック使用者を選定の上、既に選定した改造事業者とともに協定を締結する。

(8)協定の締結

都、改造事業者及びトラック使用者の3者は、都が別途、提示する案に基づき本事業の実施に関する協定を締結するものとする。

(9)事業実施者の選定後

ア 選定結果の取消し

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、事業実施者がこの要綱に定める手続に違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができるものとする。

イ 事業実施計画の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した4(1)②の事業者提案書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができるものとする。

ウ 事業実施者の公表

改造事業者及びトラック使用者のマッチング後、都は事業実施者の名称を東京都産業労働局のホームページ等において公表する予定としている。

(10)報告書の提出

都と協定を締結した者は、(8)に記載の協定に定めるところにより、令和8年度に実施した内容を令和8年度内に中間報告書に整理のうえ提出すること。また、令和9年度に本事業によるFCトラックの走行が終了した後に、最終報告書を提出すること。

(11) 事業費の支払等

都は、当該事業に要する経費を各年度の事業終了後に、前項の報告書の提出が適切であると判断する場合は、事業実施者からの請求に基づき、(8)に記載の協定に定める金額を上限として支払う。

4 応募方法

(1) 提出書類

応募者は、①を作成の上、3 (4) のとおり、電子媒体1部（メール送付等）をメールにより都に提出すること。

また、添付書類として、②から⑤までの書類を各1部提出（電子データのメール送付や紙面の郵送等）すること。

- ① トラック使用者応募申込書（様式1）＊②から④までの書類に先行して提出すること
 - ② 会社概要が判る資料（設立年月日、組織図、役員名簿、事業内容等）
 - ③ 財務諸表（直近事業年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）
 - ④ 定款又は寄付行為（写し）
 - ⑤ 本事業により FC 車両に改造するトラックに関する次の資料（トラック使用者が所有するトラックを FC 車両への改造を希望する場合に限る。）
 - ア 写真（正面、側面及び背面にほか、積載物を載せてる状況が判る写真）
 - イ 車検証（写し）
- ※ 応募者が使用者となっており、使用の本拠の位置が都内であること。
- ウ 主要諸元表等の使用が判る資料

(2) トラック使用者応募申込書（様式1）記載事項

トラック使用者応募申込書（様式1）には、5 (1) に示す審査項目等を踏まえた上で、以下事項を記載すること。

- ア 本事業の実施体制等
- イ 本事業に関連する実績
- ウ 本事業によるトラックの運用想定等

(3) 提出方法

メール、郵送又は持込み

ただし、郵送による提出の場合は、公募期間中の必着とする。

また、持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

(4) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 20階南側
産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課
水素エネルギー推進担当（FCトラック早期実装化支援事業）

(5) 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 事業実施者は、「2（6）本事業の詳細」について、全ての責任を負うものとする。

イ 本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じることとする。

ウ 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施することとする。

(6) その他

ア トラック使用者への応募は1者につき1応募とする。

イ 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、公募期間中（応募書類の提出を受け付ける期間）に様式3「辞退届」を提出することとする。

5 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出されたトラック使用者応募申込書（様式1）及び添付書類を基に、「FCトラック早期実装化事業の公募に係る審査委員会（トラック使用者）」（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。審査会では、トラック使用者応募申込書（様式1）及び添付書類を基に採点を行い、採点の結果、上位の応募者から順に事業実施者として選定する。

なお、採点の結果、同点の事業者が採択事業者（トラック使用者）数を超える場合、申込が早かった申込者から順に選定するものとする。

【審査項目、審査内容及び審査の視点】

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	本事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有している。
		実施体制等	改造を希望するトラックの選定に関する具体的な検討がされている。 本事業を行うために必要な体制（執行体制案）が確保されている。
		実績	水素関連事業等の脱炭素に貢献する取組、対策を行っている事業者である。 これまでにFCトラック等の燃料電池・水素エンジン車両を導入した実績がある。
2	運用想定	使用の想定	改造後のFCトラックを使用する頻度やエリアは想定が具体的に示されているか。
		実現可能性	使用の想定を実現するために、燃料となる水素を充てんする場所（改造後のFCトラックの保管場所や使用経路上のエリアや近傍地における水素ステーション）があらかじめ見込まれているか。
		将来展望	本事業終了後においてFC車両に改造したトラックの使用見込があらかじめ計画されている。 今後においてFCトラックや水素エンジントラックの導入（改造による導入を含む。）を拡大する予定がある。

3	改造するトラック	提供の有無	本事業を行うために、応募者が所有又は使用するトラックの提供が見込めるか。 また、車両の提供を希望しない場合は、その理由はやむを得ない事由によるものか。 ※ 本事業を行うために自らが所有及び使用するトラックをご提供いただける応募者は、審査において優遇いたします。 ※ 応募所が所有するトラックではない場合（第三者が所有するトラックの場合）であり、自らがその使用者となっている場合は、事前にその所有者の承諾を得ていただくようお願いいたします。
---	----------	-------	---

(2) 採択事業者（トラック使用者）数

選定するトラック使用者は最大2者とする。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。
- ② 都は、審査結果について、採択事業者（トラック使用者）の名称を東京都産業労働局のホームページで公表する。
- ③ 採択事業者（トラック使用者）は、都が指定する日までに次の書類を提出すること。
 - ア 法人の登記事項証明書
 - イ 印鑑証明書（原本）

6 著作権及び提出書類等の取扱い

都は、応募者から提出されたトラック使用者応募申込書（様式1）及び添付書類は、トラック使用者の審査及び選定のみに使用する。また、審査及び選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

また、都は、トラック使用者の選定後、提出されたトラック使用者応募申込書（様式1）及び添付書類を既選定している改造事業者からの求めに応じて提供できるものとする。

7 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募の制限

本事業への応募は1事業者につき1回までとする。

(3) 提出物の取扱い

本事業への応募に当たり応募者から提出のあった提出物は返却しないものとする。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

8 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3570